

国際課税

Q & A

▶▶ 外国の宗教法人がわが国に事務所を設置した場合の恒久的施設該当の有無とその課税関係

Q 米国の宗教法人Aは、このたび日本に事務所を設け日本においてその宗教の普及活動を行うこととしています。

宗教法人Aはいずれ、日本の法令に基づく宗教法人としての地位を得たいと考えていますが、それ迄の間各方面からの資金又は資産の寄贈を受けるために教宣活動を行い日本での活動の基礎づくりを行う方針です。

この場合、日本に設置された事務所は税務上恒久的施設とされ、Aに対して寄贈された金銭及び資産は日本において課税の対象とされるのでしょうか。

A 外国の公益法人は、その国においては、公益法人としてのステータスに基づいて課税の軽減・免税の措置が講じられているものと思われませんが、これら外国の公益法人に対するわが国での課税においては、その外国法人が所得税法別表第一第2号又は法人税法別表第一第2号若しくは同法別表第二第2号の規定に基づいて大蔵大臣により、公共法人又は公益法人の指定を受けない限り、一般の外国法人の場合と同様の課税が行われることとなります。

宗教法人Aは米国法人であることから、日米租税条約の規定が適用されますが、同条約第9条（恒久的施設）の規定に基づいて恒久的施設の有無が判定されることとなります。

同条において、恒久的施設とは事業を行う一定の場所であって一方の締約国の居住者がそれを通じて産業上又は商業上の活動を行っているものをいう、とされています。そこで、本事例につきましても、宗教法人Aの日本における活動が産業上又は商業上の活動に該当するか否かの問題があります。

宗教法人であってもその行う事業のうち、いわゆる収益事業に該当するものは、わが国の国

内法上課税の対象にされることから、少なくとも収益事業に該当する活動は条約上の産業上又は商業上の活動に該当するものと解することができるものと考えます。逆に、非収益事業に該当する活動は、原則として産業上又は商業上の活動に該当しないと解することができるものと考えます。

ところで、本事例の場合の収益は、宗教活動のための寄付等による金銭又は経済的利益となりますが、これらの収益は、法人税法施行令第178号（国内に源泉がある所得）第2号及び第5号の規定により国内源泉所得に該当することとなります。

日米租税条約においては、このような所得についての課税関係を定めておりませんので、これらの所得についての課税は国内法の規定によることとなります。

法人税法第141号第1号又は第4号の規定及び法人税法施行令第187条第1項第5号の規定から、宗教法人Aについては恒久的施設の有無にかかわらずわが国での法人税が課されることになるものと考えます。

（税理士 小沢 進）